

堺市立少林寺小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をととして規範意識や集団の在り方などについての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーなどを活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくりなど、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談などを通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。
- (10) 以下の配慮が必要な児童に対しては、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、偏見や無理解によっていじめの対象とならないよう保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【配慮が必要な児童】

- ・発達障害を含む障害のある児童
- ・外国籍及び外国にルーツのある児童
- ・性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童及び原発事故により避難している児童（被災児童）
- ・感染症に罹患等した児童

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) いじめアンケート調査を学期に1回（5月、9月、2月）実施し、調査からいじめの兆候が感じられた場合は、該当児童からの聞き取りを行い、その結果をもとに校内いじめ対策委員会で最終的にいじめかどうかの判断を行う。
- (2) いじめは、どの子にも起り得るという認識のもとに、いじめ対応チェックリストの項目を活用し、項目に当てはまることがないか、子どもの行動を注視する。
- (3) 少林寺っ子ノートにおける日記指導を全学級で行い、担任と子どもの間の1対1の信頼関係づくりを日記を通してつくり上げることによって、担任が子どもにとっての一番の相談者であり、子どものかすかなSOSをキャッチできる理解者であることをめざす。
- (4) 連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議などを通して、保護者と情報を共有する。
- (5) 地域行事への参加、関係機関との情報共有などを通して、地域と日常的に連携する。

4. 早期解決に向けて

学校の教職員がいじめを発見し、又は児童や保護者から相談を受けた場合は、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任などが抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察などに相談し協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連携を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務主任、主幹、人権主担、生徒指導主任、養護教諭、担任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会は、いじめ発生時においては、その解決に向けて下記の「いじめに対する措置」をとる。

また普段においても、いじめ防止に向けた組織についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・事実確認は、個別に行う。
 - ・情報の集約は、校長が行う。
 - ・保護者への連絡は、直接会って行う。（情報は、子どもからではなく、学校が先に伝える。）
- (3) いじめの問題などに関する指導記録は、5年保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家などが参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、「いじめ」をテーマにした校内研修を実施する。

6. 重大事態への対処

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えられたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、「いじめの重大事態ではない」とは断言しない。

※重大事態への対応について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として事実確認など、徹底した調査に努め、調査結果についても教育委員会に迅速に報告する。 ↑ 文部科学省「学校用 重大事態対応フロー図」参照

7. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールやLINE等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校5年生を対象にネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は、地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8. いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめの解消は、以下の2つの要件を満たすときに「解消している状態」と見なすものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、3か月間継続している。
- (2) 被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないことが、児童及びその保護者に対しての面談から確認できている。

9. いじめ防止対策における留意事項

- (1) けんかやふざけ合いを発見した場合は、その場でその行為を止めるのはもちろんのこと、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の有無を確認し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。

- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(周囲の同調者への対応)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組などが評価されるよう留意すること。